

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十年六月十一日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

一の（一）の①中「第十八条」を「第七条の二」に改める。

附 則

この告示は、社会教育法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十九号）の施行の日（平成二十年六月十一日）から実施する。